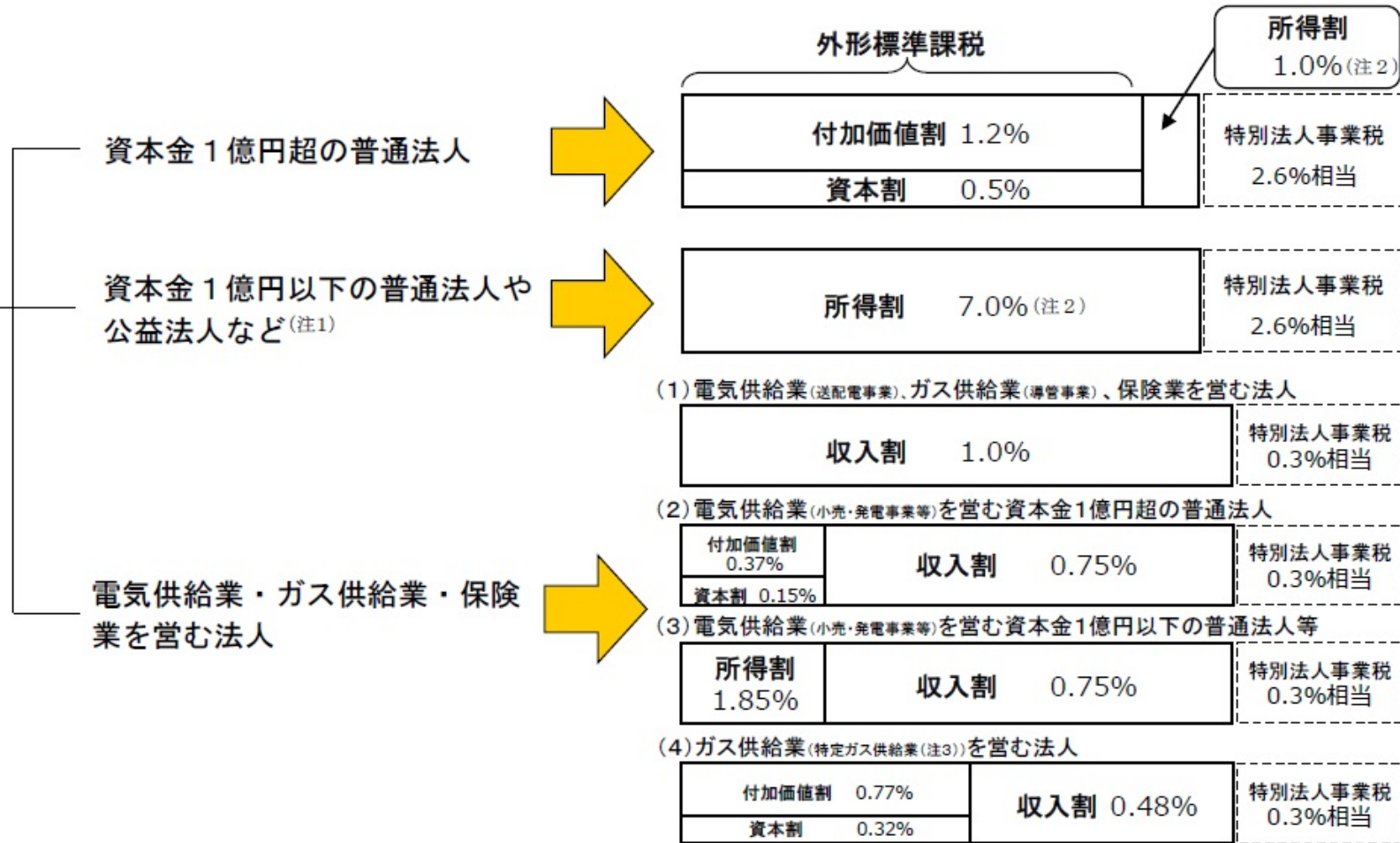


# 法人事業税



(注1) 特別法人 (農協・漁協・医療法人等) については、所得割: 4.9%、特別法人事業税: 所得割額の34.5%の税率が適用される。

(注2) 所得割の税率は年800万円を超える所得金額に適用される税率。なお、法人事業税の制限税率は、標準税率の1.2倍。(資本金1億円超の普通法人の所得割については、標準税率の1.7倍)

(注3) 特定ガス供給業とは、導管部門の法的分離の対象となる法人の供給区域内でガス製造事業を行う者が行うガス供給業 (導管事業を除く) をいう。その他のガス供給業 (導管事業を除く) については、他の一般の事業と同様の課税方式。